

面会応じぬ元妻らに  
慰謝料支払い命じる

事実婚の解消後、娘2人との面会交流の機会を奪われたのは不当だとして、国立市のライター・宗像充さん(40)が、元妻と夫の養父に慰謝料など約315万円を求めていた訴訟の判決が1日、地裁立川支部であり、渡辺左千夫裁判長は、22万4200円の支払いを命じた。

判決などによると、宗像さんと元妻は2007年に事実婚を解消し、娘2人は元妻が引き取った。その後、家庭裁判所の審判で、宗像さんと娘たちが2か月に1度の面会交流を行うことが決定されたが、2013年7月と11月の2回、宗像さんの求めに元妻と養父が応じなかった。